

不正受給とならないよう必ずご確認ください

令和6年度由布市住民税非課税世帯給付金の手続きについて

令和6年度由布市住民税非課税世帯給付金は、受給の要件を満たしている場合に限り、受け取ることができるものです。

以下の受給要件は、ご自身で判断できない場合がほとんどです。必ず、保護者に確認をしたうえで、給付金の受給手続きを行ってください。

受給要件	令和6年度分の住民税が課されている者の扶養親族等ではないこと。
受給要件の確認内容	<p>あなたの保護者が、令和5年中の収入についての税の申告で、あなたを扶養親族として申告しているかどうかを確認してください。</p> <p>保護者があなたを扶養親族として申告している場合は、受給要件を満たしません。ただし、保護者が住民税非課税であれば、受給要件を満たします。</p> <p>※多くの保護者が学生を扶養親族として申告しています。必ず保護者に確認をしてください。</p> <p>※保護者の令和5年分の扶養控除等申告書(給与の支払者に提出)や確定申告書の申告内容を確認する必要があります。これらの申告による控除対象扶養親族などの判定は、令和5年12月31日の現況で行われています。</p> <p>※令和6年度分の住民税は、令和5年中の所得に応じて課されています。</p>
よくある質問	<p>Q1 親と同居しておらず、一人暮らしです。受給要件を満たしますか？</p> <p>A1 親と同居しているかどうか、一人暮らしかどうかは、受給要件とは関係がありません。受給要件は住民税における取扱いで判定します。</p>
	<p>Q2 現在、親から扶養されていない(仕送りがない)。受給要件を満たしますか？</p> <p>A2 現在扶養されていない(仕送りがない)ことは、受給要件とは関係がありません。受給要件は住民税における取扱いで判定します。</p>
	<p>Q3 給付金を受け取りましたが、親に確認したところ、親は住民税が課税されており、私は扶養親族として申告していました。どうすればよいですか？</p> <p>A3 市が指定する方法で、受給した給付金を返還する必要があります。なお、自主的に連絡をした方が不正受給として罰せられることはありません。</p>

※意図的に虚偽の申請をした場合は、不正受給として詐欺罪に問われることがあります。